

平成16年2月12日付けで縦覧に供した京都市森林整備計画について、計画の変更を決定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第8項の規定により公告します。

平成16年4月12日

京都市長 梶本 頼兼

1 計画期間

平成15年4月1日から

平成25年3月31日まで

2 計画の変更日

平成16年4月1日

3 縦覧期間中の意見

なし

(産業観光局農林部林業振興課)